

黒石地区清掃施設組合の解散及び規約の変更について

1 提案理由

浪岡地区の一般廃棄物を処分している黒石地区清掃施設組合は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって解散することとしており、解散については、地方自治法第 2 8 8 条の規定により関係地方公共団体の協議により都道府県知事に届け出るものとされている。

また、解散に伴い、同組合の規約に事務の承継に係る規定を追加する必要性が生じており、規約の変更は同法第 2 8 6 条の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けることとされている。

同法第 2 9 0 条の規定により、これらの協議は関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、同組合の解散及び規約変更について令和 7 年第 2 回市議会定例会に提案するもの。

2 改正等の概要

(1) 組合の解散

令和 8 年 3 月 3 1 日をもって黒石地区清掃施設組合を解散する。

(2) 規約変更（黒石地区清掃施設組合規約）

組合の解散に伴う事務の承継については、加入市町村の議会の議決を経てする協議によりこれを定める旨を規定する。

※令和 7 年第 3 回定例会において、事務の承継先を黒石市とすることについて改めて議案提出予定。

3 施行日

(1) 組合の解散の日

令和 8 年 3 月 3 1 日

(2) 規約の変更（黒石地区清掃施設組合規約）

青森県知事の許可のあった日

4 今後の予定

令和 7 年	8 月	解散及び組合規約の変更について、構成市町村長による協議書の締結
	9 月	構成市町村議会において財産処分・事務の承継に関する議案の審議・議決
	1 0 月	財産の処分・事務の承継について、構成市町村長による協議書の締結
令和 8 年	3 月 31 日	黒石地区清掃施設組合解散
	4 月～	浪岡地区の一般廃棄物を青森市清掃工場で処分開始